

陸上競技実施要領

(競技注意事項)

1 競技規則

全国障害者スポーツ大会競技規則「(公財)日本パラスポーツ協会制定」及び本大会の申し合わせ事項による。

2 練習

大会当日の練習は、競技場の定められた場所で安全に注意し行うこと。ただし、投げ場の練習は監督・コーチ等の付き添いのもと安全に留意して行うこと。

3 招集

(1) 招集所は競技場内(第4ゲート裏)に設ける。

(2) 招集時間は、その競技種目の開始時刻を基準とし、競技開始時刻の20分前までを招集完了時刻とする。ただし、Dピットにおける競技については、競技開始時刻の30分前までを招集完了時刻とする。

(3) 招集の方法

その競技種目の招集完了時刻までに招集所に集合し、係員の点呼を受ける。点呼の際は、係員にアスリートビブス(ナンバーカード)を見せ、競技に使用するスパイクまたはシューズの確認を受けること。(代理は認めない)

(4) 招集完了時刻に遅れた競技者は、棄権したものとみなし、出場できない。

(5) 弃権する場合は、招集所に棄権届けを提出すること。

4 競技方法

(1) 走路及び試技順は、プログラムの記載順とする。

(2) スターターの合図はイギリッシュコマンド「On Your marks: オン・ユア・マークス」(意味:位置について)「Set:セッ特」(意味:用意)を使う。

(3) スタートは1回制とし、一度の不正スタートでもその責任を有する競技者は失格となる。

(4) 50mについてはスタンディングスタートのみとする。また、その場合、スタートティング・ブロックを使用することはできない。

(5) 100m、200m、400m(4×100mリレーを含む)においては、クラウチングスタートをしなくてもよく、また、スタートティング・ブロックを使用しなくてもよい。ただし、スタンディングスタートの場合、スタートティング・ブロックを使用することはできない。

(6) セパレートレーンで行う競技種目は、50m、100m、200m、400m、800m、とする。

なお、800mは、第1曲走路のブレークラインまでセパレートレーンで行う。

また、障がい区分26(聴覚)、27(知的)以外の800mは、ブレークマーカーを置かず、ブレークライン延長線上のインフィールドとアウトフィールドに横旗を立てる。

(7) 聴覚障害者(区分26)のスターターの合図は、聴覚部門のスタート合図と同じであるが、100m、200m競走のスタートでは、光刺激スタート発信装置の使用によって、光の色の変化によりスターターの合図を察知してスタートができる。なお選手はこの発信装置の使用、不使用を選択することができる。不使用の場合は発信装置をレーンナンバー後方に移動する。

(8) 100m走において直走路と曲走路が交わる部分のラインをテープ等で修正する措置は行わない。

(9) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。ヘルメットの貸し出しは行わない。

(10) 50mで使用する車いすは日常生活用とする。

(11) 車いすで800m以上の競走種目に出場する競技者は、競技用車いす(レーサー)を使用しなければならない。

(12) トラック競技は、原則として電気時計(写真判定装置)を使用する。ただし、スラロームは手動計時とする。

(13) トラック競技で他の競技者を妨害した場合は、その競技者は失格とする。なおこの場合に於いて、再レースは行わずレースは成立したものとする。

(14) 視覚障がい(障がい区分24、25)で、障がい区分24に属する競技者の50mを除

く競走競技では、伴走者を認める。ただし、いかなる場合も、伴走者は競技者を引張ったり、押して前進させたりといった推進を助けるようなことした場合は、フィニッシュ後に失格となる。

なお、競技者と伴走者は非伸縮性の50cm以内の紐などを持ち、スタートからゴールまで離してはならない。ただし、転倒などにより一時的に離す事態が生じた場合は除く。

また、フィニッシュで競技者の斜め後ろに伴走者が位置しなかった場合は、失格とする。

※伴走者は競技者が同伴してくるものとする。

(15) 跳躍競技（走高跳びを除く）の試技は3回とする。また、投てき競技の試技は砲丸投のローテーションを除き連続3回とする。

なお、跳躍競技の立幅跳における制限時間は1分とする。

また、投てき競技の1回の試技時間は、用器具を手渡してから1分以内とする。

(16) 車いす及び電動車いす使用者の投てき競技は、試技が完全に終了するまでは、臀部がシートから離れてはならない。

(17) 障がい区分24（視覚）に属する競技者は、競技エリア（トラックの走路、跳躍競技の助走路及び砂場、投てき競技の助走路及び砲丸投サークル）で光を通さないアイマスクもしくはアイシェードを装着しなければならない。なお、アイマスクもしくはアイシェードは競技エリアへ入る前に装着し、競技エリアを出るまでは外してはならない。従って、スタートティング・ブロック設置等の行為はアイマスクもしくはアイシェードを装着した状態で行うこととする。

ただし、待機テントが競技エリアに設置された場合、そのテント内は競技エリアとみなさずアイマスクもしくはアイシェードを外すことができるものとする。

※投てき競技のソフトボール投及びジャベリックスローの競技エリアとは助走路を指す。

(18) 介助者による競技中の助力行為は、認められない。助力を受けた競技者は失格とする。

5 競技の服装

(1) 競技を行うときは運動のできる服装で出場すること。

(2) 競技に使用するスパイクシューズは全天候用スパイクシューズとして次のとおりとする。

① スパイクピンの数・・・11本以内であれば何本でもよい。

② スパイクピンの長さ・・・長さは9mm以内、直徑は先端が4mm以内とする。
※走高跳およびジャベリックスローに関しては、長さは12mm以内とする。

③ 靴底の厚さ・・・・・・・トラック競技では800m未満の種目は最大20mm、800m以上の種目は最大25mmとする。（フィールド競技に関しては靴底の厚さの規程は適用しない）
なお、障害により補装具等を使用している場合は、この限りではない。

6 アスリートビブス（ナンバーカード）

アスリートビブス（ナンバーカード）の障がい別色分け

白：肢体 黄：聴覚 薄緑：視覚 薄オレンジ：内部 桃：知的

アスリートビブス（ナンバーカード）は、主催者が交付したもの競技服装の上衣の胸部及び背部にはずれないように付けることを原則とする。ただし、走高跳の競技者は、上衣の胸部又は背部のどちらかに付ければよい。また、車椅子使用競技者は車椅子の背部と脚部または胸部に付け競技役員に確実に見えるようにする。

7 表彰

出場選手全員に記録証を授与する。

8 その他

競技場内へは、大会役員、競技役員、競技補助員等、大会競技役員関係者及び競技者、伴走者、許可された介助者、報道関係者以外は立ち入ることができない。